○議長（池田浩二君）　休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○９番（福永　啓君）　一般質問を行います。

地方自治は民主主義の基盤であり、地方自治への参加を通じて住民が民主主義のあり方を学ぶという、民主主義の学校であると言われています。また、地方自治体は国の議院内閣制とは異なり首長と議会議員をともに住民が直接選挙で選ぶという二元代表制と言われ

る制度をとっています。共に住民を代表する首長と議会が相互の抑制と均衡によって緊張関係を保ちながら、議会が首長と対等の機関として自治体の運営を、基本的方針を決定し、その執行を監視し、また積極的な政策提言を通して政策形成の舞台となることが求められています。

そのためにも、議会、執行部が、それぞれが地方自治の本旨に基づいた地方自治のあるべき姿や、町執行部の役割、議会の役割の基本的な部分において共通の理解がなければならないと感じています。

今回の一般質問には、町執行部は地方自治の本旨をどのように理解し、地方自治の本旨に沿った行政をどのように進めようとしているのか。そして、国と地方自治体、広域自治体と基礎自治体の役割及び関係性をどのように理解し、行政を進めようとしているのか、お聞きします。議会、町長及び執行部、教育長及び教育委員会の役割、関係性をどのように理解し、行政を進めようとしているのかなど、地方自治に関する基本的理解の解釈を問い、議会及び執行部が共通の理解を持つことにより、さらなる町民福祉の向上に資することができればと考えます。

個別の質問につきましては、質問席より行います。

○町長（藤木正幸君）　福永議員の町執行部は地方自治の本旨、国と地方自治体、議会、執行部、教育委員会の役割、関係性をどのように理解し、行政を進めようとしているのかについて、お答えいたします。

地方自治の本旨は、住民自治と団体自治という２つの要素からなるとされております。この２つの自治が地方自治を構成しています。言い換えますと、地方のことは地方でやるということです。御船町においても、この地方自治の本旨にのっとり、住民自治に基づく住民主体の自立した行政運営を行っています。

また、地方自治体、つまり地方公共団体と国との関係でありますが、地方公共団体は、国という組織の中にある団体であります。地方公共団体は地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされ、地域における事務及び法令で定められたその他の事務を処理する団体であります。

次に、議会との関係でありますが、議会は団体自治として地方公共団体の意思を決定する機能及び執行機関を監視する機能を担うものとして、同じく住民から直接選挙された町長と相互に牽制し合うことにより、地方自治の適正な運営をすることとされています。御

船町においても、それぞれの役割を果たしながら、共に住民福祉の向上を図っていきたいと考えています。

教育委員会の役割、関係性については教育長から答弁させます。

その他個別質問は、担当課長より答弁させます。

○教育長（本田恵典君）　教育長及び教育委員会の役割等について、お答えをいたします。

議員御承知のとおり、相次ぐいじめ等の重大事案の発生を受けまして、教育委員会制度は、平成27年度に大きく変わりました。簡単に申し上げますと、教育委員長と教育長を一本化して教育委員会を代表する責任者としての教育長職が新たに誕生いたしました。また、首長との任期をずらして４年から３年とし、教育長、教育委員共に議会の同意の上、首長が直接任命することとなりました。

教育委員会の役割としては、その職務権限に属する学校等の設置、管理、廃止等19の項目の事務を管理し、執行することにあります。

また、具体的な事務処理については、従来どおり事務局職員が行うこととしております。さらに首長自身が招集する総合教育会議がスタートし、新たに教育大綱を作成した上で、首長を交えての教育上の重大事案等の議論が可能となりました。したがって、これまで首長から独立した存在であった教育委員会も、地方公共団体の長である首長との協議を重要視しながら、教育行政に当たることとなっています。

○９番（福永　啓君）　それでは、個別の質問に移ります。

まず、基本の基本からお聞きしたいと思います。地方自治に関しては日本国憲法92条に次のように記されています。「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定める。」そしてそれを受けて、地方自治法第１条の目的にはこう書かれています。「この法律は、地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の区分並びに地方自治体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体の間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体において民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発展を保障することを目的とする。」と。

やはり、この基本の理解というのは非常に重要だと思うんです。それで、地方自治の基本中の基本、原則中の原則である地方自治の本旨ですが。先ほど町長から住民自治と団体自治と２つの要素からなるという答弁がありました。課長、これをもう少しわかりやすくかみ砕いて御説明いただけませんか。

○総務課長（藤野浩之君）　お答えいたします。

２つの住民自治と団体自治とはということで、それぞれについて御説明、答弁いたします。

まず、住民自治とはということで、住民自治とは、地方自治が住民の意思に基づいて行われるという民主主義的要素であり、名前のとおり住民が地域の政治、政策に参加するという意味を持っております。

また、団体自治とはということですけれども、団体自治とは、地方政府や地方議会等の国から独立した団体に地方自治が委ねられ、団体自らの意思と責任のもとでなされるという意味を有しております。

この２つの自治が地方自治を構成しているということになります。

○９番（福永　啓君）　そうですね。地方、市町村、その自治体においては、その地域をまとめ収めるのは、基本的には地域住民です。そして市町村の団体は、団体が収める地域内の行政、公共事務を国から独立して、自分自身の意思で行わなければなりませんよとなります。この定義なんですが、これがどこか憲法とか地方自治法の中に書かれているかというと、これは書かれていないんです。しかし、今課長も答えられた、町長も答えられた。そして私も言った解釈というものは、これはもう定まった解釈となっており、今の解釈をもとに、すべての制度が設計されてきているという事実もあります。

次は、国と地方自治体の関係の基本に移りたいと思います。町長からも答弁がありましたが、国と地方はこういう関係だと。それはどこでどのように定められているのでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君）　お答えいたします。

国と地方自治体の関係ということでありますが、法律上では地方公共団体ということで、今後答弁していきたいと思います。

その関係性でありますが、地方自治法では、「国は国が本来果たすべき役割である」とある項目が一応３点ほど記載されております。その中で国の役割として、国は国際社会における国家としての存立にかかわる事務を担います。それと全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動もしくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務を行います。それと、国は全国的な規模で、もしくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施を重点的に担うということに規定されております。

そして、住民に、身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本としております。地方公共団体との間で適切な役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定や施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならないと定められております。

○９番（福永　啓君）　結構当たり前のことを書いてありまして、国は国しかできないことを、外交ですとか安全保障ですとか、こういうのは地域の地方公共団体ができるわけはありませんし、役割でもありませんので、それとか、金融とかもそれに当たるのかなとは思います。あとは、自治体同士の調整です。これは国の役割と。あとは司法、法律関係ですよね。そういうのを、本当に国としてやるべきこと、そういう調整等です。それは国がしっかりやりましょうと。ほかのところはできるだけ地方自治体に渡していきましょうと。そして、地方自治体に関する決まりを作るときは、きちっと地方自治体の意見を聞きながら、活動しやすいような決まりを作りましょうと、これは法律に書いてあるんです、制度上に。

では、地方自治体、地方公共団体です。その中にも都道府県という広域自治体と、私たちの市町村という基礎自治体があります。この関係性は、法律の中ではどのように書いてあるのでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君）　お答えいたします。

都道府県と市町村の関係ということですが、この都道府県も市町村も同じ普通地方公共団体ということでありまして、そこに上下関係があるわけではありません。それぞれ完全に独立した地方公共団体として位置づけられております。そして同等の別団体であり、それぞれの役割分担がされているということになります。

そこで、都道府県の役割ということになりますが、３点ほどございます。まず、広域事務、それと連絡調整事務、補完事務ということで都道府県の役割として規定をされております。

その中で、まず広域事務ということになりますが、広域事務とは、市町村の区域を超える事務であって、複数の市町村にわたるもの、また全県的なもの、そういった事務を指します。また、連絡調整事務につきましては、国や都道府県と市町村との間の連絡調整であったり、市町村相互間の連絡調整等の事務を指します。また、補完事務としまして、都道府県は事務の規模が大きいため、これを処理するのに大きな財政力を必要とするもの、また事務の性質からして高度な技術力や専門的な能力を必要とするものについて、県が補完

的に事務を行うということになっております。以上が都道府県の役割ということになります。

それで、基礎自治体である町の役割としましては、今申し上げました以外全部が基礎自治体の役割ということになるかと思います。

○９番（福永　啓君）　私は議員になったときには最初驚きました。市町村で、これだけやはり皆様に、住民の方々に身近なことを決めているんだと。そして、制度上の憲法と法律が目指すところも求めるところも、国と自治体は役割が違う別団体であり、都道府県と市町村もまた役割が違う別団体であり、それぞれは基本的に対等なパートナーということになると思います。制度上はです。しかし、現実はどうかなと思うわけです。本当に、例えば大手マスコミのニュースとかでも平気で三角形のピラミッドを出しますよね。上に国があって、都道府県があって、市町村があるという。そしてその中で、政治、行政、地方自治のことを語られたりすることが多々あります。

そして、今ここで確認した事項よりも、そのようにテレビ等で説明されることのほうが、どちらかといえば、町民の方々、一般の方々は「ああ、そうなっているんだ」としっくり心に落ちるようなところがあったりするんではないかと思うんですよ。なぜそのように制度と現実に乖離があるのか、なぜそうなっているんでしょうか。ちょっと課長の御意見として難しい質問かもしれませんけど、いかがでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君）　ちょっと難しい質問だとは思います。

その中で、まず、戦後地方自治法が制定されて以降も、1999年の地方分権一括法成立以前、やはり中央集権的部分といいますか、実際、国が都道府県を、そして都道府県が市町村を指揮監督するような法的制度も一部あったのかなということ、そういうのが一部残されていたのかなと思います。

そのような中で、イメージとして中央集権的なイメージが行政組織の中であったり、世間の中に残っているのがあったのかなということは、感じるところではあります。ただ、どっちかというと、一番大きな理由としましては、ほとんどの市町村が財政的に自立できていないという部分があるからではないのかと思っております。

国や県からの補助金や交付金、これに頼らざるを得ないというのが現実としてあるのかなと思っています。

○９番（福永　啓君）　ここはぜひ副町長にお聞きしたい、県からいらっしゃっているわけで

すから。先ほど言いましたように、やはり制度上の現実と皆さんが感じる現実とはギャップがあると思うんです。それはなぜ生じるのか。本当に率直なお考えをお聞かせていただきたいと思います。副町長、いかがでしょうか。

○副町長（野中眞治君）　お答えをいたします。

総務課長の説明の中にありましたとおり、平成12年度の地方分権一括法施行により国と地方との関係は、それまでの中央集権から地方分権へと、また上下・主従の関係から対等・協力のパートナーへと変化をいたしました。この地方分権の推進やその基盤となる財政面についても、分権社会にふさわしい地方財政秩序を再構築していくことが不可欠と言えます。

しかしながら、皆様御案内のとおり、平成16年度からの三位一体改革は、結果的に地方交付税の大幅削減につながり、地方財政は危機的な状況となりました。地方分権の掛け声と現実とのギャップの原因は、まずはこの地方財政秩序の構築が不十分であったことが原因と言えます。とはいえ、そうした経験を踏まえまして、その後は三位一体改革以前の水準まで地方交付税総額は回復をされまして、さらに現在も毎年発表する骨太の方針や地方財政計画で地方一般財源の総額確保について明記をされています。

加えまして、平成19年度から始まりました第２期分権改革では、今年度まで第10次に及ぶ一括法の改正を行い、国が法令で事務の実施やその方法を縛っている義務づけ、枠づけを見直し、地方公共団体が自らの判断で行政を進めていく仕組みづくりを推進しております。

また併せて、国から地方、都道府県から市町村へと権限移譲を進め、その財源も移譲する取り組みを進めております。平成12年の地方分権一括法の施行から20年を経過いたしました。施行後に地方公共団体の職員となった者が過半となってきた現在、地方分権の考え方はしっかりと根付いていると思いますし、これからも推進していくべき最重要の政策課題の１つであると認識をしております。

○９番（福永　啓君）　まず、地方分権一括法が大きな転機となったと思うんです。ただ、その以前も一応原則は一緒だったんですよ。地方自治の本旨に基づいてとなっておりました。一応なっていたんですが、その中で、機関委任事務ですとか、国の事務ですよね。簡単に言えば、国の下請事業、事務、そういうのを町に、市町村に課されていた。県に課されていた部分があって、それは法律の中でこういうふうに書かれているんです。「市町村にあっ

ては、都道府県知事及び主務大臣の指揮監督を受ける」と、もう完全に指揮監督を受けるというのが、法律の中で以前はうたわれていたところでもあります。そうして、忠実な遵守を義務づけていた訓令、これもたびたび国からこの機関委任事務に関して出ていたこともありました。そういうのが、20年前は制度として実際にあったわけなんです。

しかし、地方分権一括法以降は、先ほど副町長もおっしゃいましたとおり、それはすべて廃止されました。国や県からの通達や通知も、行政における技術的な助言、こうしたがいいですよと、しなさいという命令ではない、に変わったわけなんです。それによって、逆に言えば、最終責任は、今まで国がしろと言っていたのだから、そのとおりしとって、でけんだったときには国の責任だったんです、国のせいだったんです。しかし、それ以降は、逆に町の責任、自治体の責任へと移りました。それで自治体の責任で事務を行うわけですから、それぞれの自治体が法令を解釈する、自主的に解釈する必要もあります。

例えば、法令の趣旨に照らし合わせて、違法でないと確信できる場合には、国から来た通知・通達とは別の独自の執行方法を採択することもできるようになっているんです、制度上は。これは、地方自治の本旨である団体自治の観点からも、本来望ましい方向であると思いますし、この流れは止まらない。そしてこの流れに沿った地方自治の方向性がもう国でも定められているということになります。それは、事実議会審議においてもいろいろありましたよね。これまで一律に法律で定められていたものを、個々の自治体の判断で新しい条例で定めてくださいとなってきたものや規程等です。これもたくさん、この議会で審議してまいりました。これからも出てくるでしょう。

本来であれば、法の趣旨、制度の趣旨から言えば、これは一つひとつやはり町の実情に合わせた町独自の条例や基準が定められなければならないと思うんです。しかし、私たちが議決してきた条例、そのほか基準を見ても、これまでの法令と同じもの、もしくは標準例として、国や県から示されたものをそのまま町の条例として提案される例がほとんどでした。これは何でですか。

○総務課長（藤野浩之君）　お答えいたします。

地方分権一括法施行以降でありますが、国の権限が自治体に移譲されております。多くの事務事業が国から町におりてきたということになります。議員御指摘のとおり、制度の趣旨から言えば、それぞれの事務を町の実情に合わせたものにすることが求められていると思います。一部ではありますが、町の実情に合わせて町独自の規程などを盛り込んだ部

分もあります。

しかしながら、すべて必要な改正を行ってきたかと問われると、なかなかそうとは言えない部分もあるのかなということでは考えているところです。

その理由としまして、おりてきた事務量が非常に多い。そして期間も限られているということなど時間的な制約もある中で、拙速な判断でこれまでの規程を見直したり、国や県から示された標準以外の規程を設けたりとすることは、逆に町民に対して不利益が生じる恐れもあるということも考えたところでもあります。

そのような理由から、これまでの規程や決まり、大きな問題・課題等がなかったものについては以前の規程をそのまま条例化したりしているところもあります。そして、国や県が示した、先ほど標準例と言われましたが、そういった標準に沿った形で規程を設けたりとしているところも実際ございます。

今後は、住民自治、団体自治のこの原則にのっとり、より地域の実情に即した規程等への変更が必要なものがあれば、そこは変更していかなければならないのかなと考えています。

○９番（福永　啓君）　私はそぎゃんなっとっとに、何で町はしとらんとかという意味では全然ないんですよ。これは市町村の規模にかかわらず、ボンと国から期限を切られた上で相当量の事務がおりてきているのを感じています。期限内にその事務をこなせと言われて、じゃあ、期限内で拙速な判断で、町はこやんだけん変えようかなどとしたら、課長がおっしゃったように逆にそんなろくな検討もせずにやった変更なんていうのが、逆によかれと思ってやっても町に不利益が生じるということもあると思います。

ですから、現時点では、これはある意味仕方がない対応というか、これ以外にとらざるを得ないような対応だとは思っているのですが、しかしやはり、「まあ、取りあえず定めちゃったからこれでいいや」ということで、どんどんそれを繰り返していけば、いや、うちの地域はこれを変えて地域活性化につなげようとか、実際にそのように条例が自分で自由に定められることによって、町道の構造令も今は町で定めることができますからね。いろんなことを使いながら、地域の活性化等に頑張っている市町村も出てまいりました。

ですので、この部分については必要なものに関してはきちっとやはり実情に即したものになるよう。そしてさらにやはり町の町民の福祉向上のためによりよいものになるように、やはり検討を重ねていかなければならない部分というのは、これは必ずあると思うんです。

そうしないと、逆に地域間競争にやはり負けてしまう、というように私は危惧をしております。

また、こういうことを私たちは言いながら、実はこれをいいですよと定めているのは、私たち議会でもあるんですよ。条例を定めるのは議会ですから。だから、今の課題というのは私たち議会の問題としても、やはりきちっと考えていかなければならない部分も多いと感じています。

先ほど副町長からもちょこっとありました。そうなってきて、権限と財源移譲についてという話がございました。私もこれほど国から権限が下りてきているのですから、権限と財源確保はこれはセットで行われなければならないと考えていますが、国などからおりてきた事務に対する財源の手当なんですが、これはいかがですか、十分であると感じていらっしゃいますか。

○総務課長（藤野浩之君）　お答えいたします。

権限移譲と財源の確保というのは、私たちもこれはセットで行われるべきものと考えてはおります。そのような中で、システムの変更等を行う場合の財源に対する措置につきましては、一定の財源の措置が国から行われております。しかしながら、全体的におりた事務量に対する財源としては決して十分ではないのかなという感じは思っています。

○９番（福永　啓君）　これは国の憲法審査会なんですが、このような文章が書いてあります。「国と地方の対等な関係を実現し、地方が真に自立するためには健全な財政基盤が不可欠であることは憲法調査会における共通の認識であった」と。国から来る地方交付税ですが、今は地震における復旧・復興で相当増えてきているんです。震災前、平成27年は約25億8,000万円、令和元年度の決算では31億1,000万円となっています。よく、時々テレビとかで失われた20年とかいう話があって、それが三位一体改革以後のことかなと思うんですが、ではもう飛び越えて20年前を振り返ってみましょう。地方交付税の総額は果たして20年前は幾らだったと思われますか。平成11年の地方交付税の総額ですが、31億4,000万円です。今より3,000万円も多いんです。その当時の予算総額というのは74億円ぐらいです。今は150億円ですよ。もう熊本地震における復旧事業で歳入は倍以上になっているにもかかわらず、逆に交付税は減っている。これは国の思い、国が言っていることは違うんじゃないかと思います。これは私はあんまりだと思うんです。

それに加えて、今はコロナ禍です。地方財政については、先日、御船町議会では10月議

会で、国に意見書も提出しています。執行部でも事あるごとに国からの財政支援を求めていただきたいと思います。国と地方自治体、そして地方自治体の中の都道府県と市町村は制度上も理念上も上下関係があるわけではなく、あくまでも役割が違う対等なパートナー関係です。しかし、現実そうなのかと言われれば、誰もが首をかしげると思います。その原因の大きな問題なんですが、それは発展過程もそうですよ。そのような制度上上下関係がありました。しかしやはり、先ほど課長がおっしゃいましたとおり、そして副町長もおっしゃいましたが、やはり財政的部分は大変大きいんじゃないかと思うんです。

これは町長にお聞きしたい。地方財政が苦しい中、地方自治の本旨にのっとった自治体運営をするためには、これはどうしたらよいとお考えでしょうか。

○町長（藤木正幸君）　お答えいたします。

議員が御指摘のように、一般的に３割と言われているように、依存財源が多く、自主財源が３割程度しかない自治体にとって、国と地方とが対等な関係を実現し、地方が真に自立することには大変大きな障害が立ち塞がっております。

御船町においても、企業誘致を促進し、ふるさと納税の充実と自主財源確保の努力を続け、成果も出てきているところではありますが、やはり限界はあります。依存財源をゼロにすることは極めて難しいと言わざるを得ませんが、町としての自主財源確保努力をしながらも、町長として、そして町村会としても随時国に対して、自治体の財源支援要望を繰り返し行っていきたいと思っています。

一方で、財政問題と同じように、国や県と信頼関係を構築することも必要不可欠だと感じています。住民に身近な行政はできる限り地方公共団体を委ねることが地方自治で定められていますが、決められているからといって信頼関係のないところには大事なものは歪んでくると思っています。

限られた財源の中で工夫しながら地方自治の本旨に沿って、住民が主体の自立した行政を行い、この町なら大丈夫と信頼関係を国や県と築いていくことが、対等なパートナーシップを築くためにも、地方分権を促進していく上でも必要だと考えています。

そして何より大事なことは、町民との信頼関係だと思っています。今後も町民の声に真摯に耳を傾け、説明責任を果たし、町民との信頼関係を築いていきたいと思います。

○９番（福永　啓君）　お金も大事です。しかし、町長がおっしゃったように信頼関係、これはやはり私も話を聞きながら、これは大事だなと思っております。やはり地方自治の本旨

に沿って何かをしようと思っても、ここに来て、制度はこぎゃんなっとるばってん、この町には任せられんねとか、そういう気持ちがさっと入れば、そこに何らかの二の足を踏みますよ。私が議員になった頃、国の役人の方と電話で話す機会もありました。そして県の役人の方とも電話で話す機会とかがありました。直接話をしたこともあります。その中でやはり感じましたものね。国の役人の方は県を信用しているのだろうか。県の役人の方は市町村を信用しているのだろうか。そして市町村の皆さんは町民を信頼しているのだろうかと。

やはり町は国や県と、ここだったら大丈夫ですよという信頼関係は、これは必ず築いていかなければならない。それと同時に、さっき最後にちょっとおっしゃいましたけれども、町として大変重要なことは町民との信頼関係、これを築いていくこと。これは欠かせないということは私も同意見であります。住民の声に謙虚に耳を傾け、自らの考えやべき論にこだわることなく、やはり変えるべきところは変えていかなければいけないんです。それをできるのは長であり議会だと思っています。

そして、ただ、いやこれは住民の意見と違うというところがあると思います。そこについては、きちっと説明責任を果たしていかなければいけない。それも私どもの義務だと思っております。

さて、これから本題といってもいいのですが、時間もそんなにあるわけではないんですが、議会と執行部との関連性について質問していきたいと思います。

まず、本当に基本の基本の質問です。町長の役割とは何ですか。執行部と私たちはよく言っていますけれども、執行部って何ですか。答弁ください。

○総務課長（藤野浩之君）　お答えいたします。

まず、執行部とはということでお答えをしたいと思います。執行部とは、自治法上執行機関を指す場合が多いと思います。その執行機関では、条例また予算、その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則、その他の規程に基づく町の事務を自らの判断と責任において誠実に管理し執行する義務を負った機関であるということになります。町長部局のほかに教育委員会、また選挙管理委員会、監査委員会なども、この執行機関になるかと思います。

そして、町長は町長部局をすべて所管し、執行機関相互の連絡を図り、すべて一体として行政機能を発揮するようにしなければならないということになります。

また、町長の役割ということになりますが、町長は町を統括し、代表する立場にあり、町の事務を管理し、及びこれを執行するということになります。町長の権限につきましては、地方自治法に定められておりまして、普通地方公共団体の議決を経るべき事件について、その議案を提出すること。予算を調整し及びこれを執行することなど、担当する事務が定められております。その町長の権限につきましては、地方自治法に35項目ほどの規定が定められているということになります。

○９番（福永　啓君）　よく執行部執行部と漠然と私たちも言葉を使っていたんですが、議会で町長部局のみの執行部を指していた場合が多いのかなと思います。しかし、町には教育委員会をはじめ、幾つかの行政委員会があります。監査委員もそうなんです、別の執行部なんです。それが、それぞれが独立した執行機関であり、それを一体として行政機能を発揮するようにしなければならないのが町長、長であるということに、法律上定められている。そういうふうに書いてあるんです。ですから、町長部局にのみ予算調整権、執行機関といってするときに、やはり一体として考えなければいけないので、町長部局が予算の編成権があるとなっているものと思われます。制度上は、あくまでも長が町の事務を完結し、及びこれを執行することとなっていて、そして、それにここはもしかしてほかの執行機関の役割じゃないの。ここはもしかして違うところの役割じゃないのという疑義が生じた場合は、これはもちろん調整しなければいけません。誰が調整するのかというのも法律に書いてあって、長が調整するんですね。町長が、いやこれは執行機関で、これはこの部局ですよという調整も長が行うようになっています。

さて、次になるんですが、議会、これは言いにくいかもしれませんけど、議会の役割、そして権限を町長部局の執行部としてどのように理解されていますか。

○総務課長（藤野浩之君）　お答えいたします。

議会についてでありますが、議会は憲法第93条第１項に定められた議事機関として置かれております。先ほど町長の答弁にもありましたように、議会は地方公共団体の意思を決定する機能及び執行機関を監視する機能を担うものとして、同じく住民から直接選挙された長、町で言うと町長になりますが、と相互に牽制し合うことにより地方自治の適正な運営を期することとされております。

議会の権限につきましては、地方自治法での中で条例を設けまたは改廃すること。予算を定めることなど、議決権に関するものからなど40項目ほどの権限が定められているとい

うことになります。

○９番（福永　啓君）　長の権限、議会の権限というのは、ここで一つひとつ相当、２つ合わせても法律に書いてあることだけでも70から80項目ありますので、ここで一つひとつは質問はいたしません。またそれは別の機会にと思っております。そして、今おっしゃったように、議会と首長は制度上、役割分担された対等な立場となっていますが、よく町長、町としてどう考えているんですかとか、町の方向性としてはなどといった答弁が、町の意見や質問がありますし、そういう答弁もあります。それはもうちょっと基本的なことなので確認しておきたいんですけど、町の考えや町の方向性というものは誰がどのように決めるものなんでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君）　お答えいたします。

原理原則ということで言えば、町民が主権者でありますので、これは町の意見ということは町民の意見ということになるかと思います。実際は、町民から直接選挙で選ばれ、町を統括し、代表する立場にある町長と、同じく町民から直接選挙で選ばれ、地方公共団体の意思を決定する機能を持つ議会が共に町の意見を集約し、定めることができるものだと考えております。

○９番（福永　啓君）　ですから、これまで言葉足らずで、町としてというのは執行部としての考えはどうですか、町長としての考えはどうですかということになってくるんだなと思います。それがやはり民主主義の、地方自治の住民自治の原則なんです。なぜかといいますと、住民から直接聞く町の意思というのは住民の意思なんです。それはどのようにきちっとした文言で定めるかといえば、住民から直接選挙で選ばれた、町、住民のところの機関及びもしくは人の意思に基づいて行わなければならないわけです。ですから、直接請求というのが住民はあるのですが、これを除けば、やはりそうやって町の意思としてはと言えるのは、住民から直接選ばれている町長、そして議会が町としての考え方や方向性を定めることができるとなると思います。

具体的には、町長は予算提案とか町長が定めることが義務づけられている各種計画があります。それなので、こういうふうに町の方向性をやっていきますということを定めて、議会は、議決とか条例の制定、条例の改廃、請願採択、意見書の提出、それぞれ専権事項によって町の方向性を定め､そしてまた条例の提案､条例の提案は執行部もできますよね、私たちもできます。それと、総合計画策定、これは定められているものではありませんの

で、これも本来はどっちが作ったっていいものなんですけど、もちろん議会では事務能力が足りませんから、今は共に作るという形をとっていますけど、そのようにして方向性を定めていることになるという認識なんです。そのあたりは、こういう認識は同様でよろしいですね。

○総務課長（藤野浩之君）　お答えいたします。

そのような認識で共通していると思っております。

○９番（福永　啓君）　これはやはり地方自治法を語る上で、大変大切なところだと思ったんです。町には住民から直接選ばれた独任制である町長と、合議体である議会という性格の全く異なる２つの代表があって、ほぼ同等互いに牽制し合う役割と権限を持ちながら地方自治の適正な運営を行うようになっています。その双方に対して、主権者である町民は選挙以外でも､その意図を反した行為を行った者に対しては､町民自らが権限を行使できる、直接請求権もあるんです。ですから、１回選んだ者に、もう４年間お任せとはなっていませんし、私たちは選ばれた後もきちっと町民の監視を受けるような制度設計になっています。

このように、地方自治は民主主義を実践するためにいろんな工夫がされた大変よい制度だと感じています。国にはない制度が、地方自治には民主主義を実践するための装置がたくさん仕掛けられています。それが地方自治は民主主義の学校と言われるゆえんではないかと思っているんです。

しかし、先ほどから言いましたとおり、国と県の関係、県と市町村の関係も同じなんですが、制度が求めていることと、現実にやはり大きなギャップはあると感じています。であるがゆえに、いろんなところで議会の形骸化が指摘されています。議会の存在意義すら問われています。御船町議会では、議会改革を進めてきました。そして、主権者である町民の信託を厳粛に受け止め、二元代表の一方の担い手として、町民全体の福祉の向上を議会における討議により実現し、将来に向かって町民との約束を果たすため、議会基本条例を制定しました。全御船町民から選挙で選ばれた議会議員は、常に町民とともに歩み行動し、創造性豊かな政策作りに務めることによって町民に信頼される開かれた議会を作ることを誓い、町との健全な緊張関係を築くことにより、民主主義の発展に寄与、貢献したいと思っています。

といいますか、今私が読み上げた文章は、議会基本条例の一文ですので、私たちが御船

町議会議員である以上、この条例の考えに拘束される部分もあるんです。そういうふうに思わなければいけないよという部分もあるわけなんです。

議会改革では、よく議会の機能強化など技術的面が議論されることが多くありますが、それは議会改革の目的ではないんです。これは手段なんです。そして、議会基本条例にもありますとおり、議会改革の目的は、あくまでも町民全体の福祉向上であり、議会改革はすなわち、町をよくするための取り組み、そしてその目的は執行部も実は同じはずです。議会改革の目的、そしてその理想に近づくためには、町長をはじめとする執行部、そして議会の双方が、これはあなたのところは改革しなさい、うちのところが改革するけんではなくて、やはりお互いの相互理解が欠かせないと感じています。これは、本当はもう一つ一つ、この部分はどうなんですかということを質問したいところなんですよ。しかしそれをするとあと１時間ぐらいかかりますので、これはもう次回の一般質問に持ち越したいと思いますが。

これは、ほぼ最後の質問になります。町長は議会と執行部の関係性について、どのような考え方をお持ちですか。そして、どのような形が理想的だと思われますか。

○町長（藤木正幸君）　大変難しい質問だと思っています。今話を聞いていてもやはりうなずく部分と「うん」とこらえる部分とありますが、やはり、国と地方との関係と同様で、議会と執行部においては、相互理解に基づいて、信頼関係は重要だと感じています。そして、理想を言えば、切磋琢磨して、お互いを高め合うよきライバルであり、よきパートナーでありたいと思っております。

しかしながら、議会と私たち執行部において一番大事なもの、これは信頼関係だと思います。私たちも町民との信頼関係を築くために、日頃切磋琢磨しながらいろいろな形で私たちは職員とも闘っていますし、職員と寄り添ってもいます。私たちは国との間においても、やはり信頼関係のもとに正確な情報を私たちにいただき、そしてその正確な情報に基づいて町民から信頼されるように行動を行っているわけであります。

その中において、議会と執行部、議会と町、いかがでしょうか。この信頼関係があるからこそ成り立っているわけです。そこには、信頼関係の中には正確な情報を私たちが議会に示し、そして正確な情報の上にこういった論議が交わされ、行動に移していくと思っております。もし、間違ったことを、国から私たちに伝え、そして議会と間違ったふうに話を進めて、さあ、そこの後に一番幸せにならないといけない町民は、どう受け止められる

か。やはり信頼関係を築くこと、それが一番だと思います。その中において、私たちは正確な情報を、共に出してそこから論議していきたいと思います。だろう、そういった自分本位の考えを出すことなく、共に頑張ってまいりましょう。

○９番（福永　啓君）　今回、制度について法律に基づいてこうなっているという説明をしてまいりました。そして、やはりその中で感じること、これはやはりさっきおっしゃったように、私たちは切磋琢磨し、お互いを高め合うよきライバルであり、よきパートナーでありたいというか、そうならなければならないと思っています。この間、見た方はいらっしゃいますか､柔道のオリンピック決定戦というのがありました｡丸山と阿部一二三ですね、あの試合。町長は時々思われますでしょう。議会のおらんだったらこぎゃん楽なことはなかねて、答弁はいいです。しかし、それは思うのは当たり前だと思います。私はあの丸山だって阿部だって思っているんだと思うんです。あいつがいなければ俺が必ずオリンピックに行けるのにと。しかし、やはり負けた丸山が言った言葉ですよね、やはり阿部に対する感謝ですよ｡「ありがとう」ですよ。そして､「あなたがいたから、私はここにいれます」みたいな言い方を負けた人がするわけです。ここまで来れたのは阿部のおかげみたいなことを年上の丸山が言ったりするわけです。そのような同じようなことを、アスリートはみんな同じようなことを言いますよね。

やはり、本当に今理想的なことを言ってしまいましたが、そのようなものが理想。その中には、そこでこうやってきちっとつながる絆、そして信頼関係がもともとなければ何にもならないと思っています。どんなに相手に対する攻撃をしたとしても、おかしいんじゃないかという議論をしたとしても、その底にはそういう信頼関係と、お互い本当に切磋琢磨し合い、ライバルという意識がないと、これは全く成立しないと思います。

このようなことを最後に申し上げて、町長に最後は申し訳ございません。私も感情的になって意見の披露目になってしまいましたけれども、そのようなことを申し上げて、この一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（池田浩二君）　お諮りします。ここで１時10分まで休憩を取りたいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　異議なしと認めます。これより１時10分まで休憩します。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～